

■ の文言は改定後に変更となります。

■ の文言は改定後に追加となります。

ETC カード特約(法人カード用)

第8条(会員保障制度)	第8条(会員保障制度)
<p>3.</p> <p>(6)前条2項の紛失・盗難の通知を当社が受領した日の6 1日以前に生じた損害</p> <p>(7)戦争・地震等による著しい秩序の混乱中に生じた紛 失・盗難に起因する損害</p> <p>(8)その他本特約および会員規約に違反する使用に起因 する損害</p>	<p>3.</p> <p>(6)会員または使用者が複数回に亘り類似の紛失・盗難等 の被害に遭い、当該被害が会員または使用者の過失に起 因する場合</p> <p>(7)前条2項の紛失・盗難の通知を当社が受領した日の6 1日以前に生じた損害</p> <p>(8)戦争・地震等による著しい秩序の混乱中に生じた紛 失・盗難に起因する損害</p> <p>(9)その他本特約および会員規約に違反する使用に起因 する損害</p>
第11条(退会)	第11条(退会)
<p>1. 会員が ETC カードを退会する場合は、所定の届出用紙 により当社に届出るものとします。この場合、当社が必要 と認めた場合には、全 ETC カードを当社に返却するもの とします。なお、回収もれの ETC カードの退会後の利用に よる代金債権は、会員が支払の責を負うものとします。</p> <p>2. 使用者が ETC カードを退会する場合は、所定の届出用 紙により当社に届出るものとします。この場合、当社が必要 と認めた場合には、退会する使用者の ETC カードを当 社に返却するものとします。</p>	<p>1. 会員が ETC カードを退会する場合は、当社所定の方法 により当社に届出るものとします。この場合、当社が必要 と認めた場合には、全 ETC カードを当社に返却するもの とします。なお、回収もれの ETC カードの退会後の利用に よる代金債権は、会員が支払の責を負うものとします。</p> <p>2. 使用者が ETC カードを退会する場合は、当社所定の方 法により当社に届出るものとします。この場合、当社が必要 と認めた場合には、退会する使用者の ETC カードを当 社に返却するものとします。</p>
第12条(再発行)	第12条(再発行)
<p>1. ETC カードの再発行は、当社所定の届けを提出してい ただき当社が適当と認めた場合に限り行います。この場 合、会員は当社所定の ETC カード再発行手数料を支払う ものとします。</p>	<p>1. ETC カードの再発行は、当社所定の方法で届出を行 い、当社が適当と認めた場合に限り行います。この場合、 会員は当社所定の ETC カード再発行手数料を支払うもの とします。</p>
	<p>ETC システム利用規程等については、下記サイトからご確 認ください。</p>

	<p style="text-align: center;">ETC システム利用規程</p> <p style="text-align: center;"></p> <p style="text-align: center;">https://www.go-etc.jp/kitei/kitei.html</p> <p style="text-align: center;">ETC システム利用規程実施細則</p> <p style="text-align: center;"></p> <p style="text-align: center;">https://www.go-etc.jp/kitei/saisoku.html</p>
(2020 年 10 月改定)	(2024 年 4 月改定)